



2025 年 4 月 24 日

各 位

上場会社名 株式会社神戸製鋼所
代表者名 代表取締役社長 勝川 四志彦
(コード番号： 5406 東証プライム)
問合せ先 総務・CSR 部長
佐々木 憲政
(TEL 03-5739-6010)

当社及び当社グループ会社に対する訴訟の判決について

当社並びに当社の 100%子会社である株式会社コベルコパワー神戸第二（以下「当社ら」といいます。）は、2023 年 6 月 29 日付「当社及び当社グループ会社に対する控訴の提起について」におきまして、2023 年 3 月 20 日付の神戸地方裁判所による原告らの請求を棄却する旨の判決（以下「第一審判決」といいます。）に対して、控訴を提起されたことをご報告しておりましたが、本日、大阪高等裁判所より控訴人らの控訴を棄却する旨の判決（以下「本件判決」といいます。）が下されましたので、お知らせいたします。

1. 控訴が提起されるに至った経緯

当社らは、兵庫県神戸市灘区灘浜東町 2 丁目で操業している神戸発電所 3 号機及び 4 号機（以下「新発電所」といいます。）の設置計画についての環境影響評価手続きを実施する（2018 年 6 月 25 日の環境影響評価書の縦覧期間満了をもって完了）とともに、近隣住民の皆様を含む関係各位のご理解を賜るべく、情報の提供及び説明に努めてまいりましたが、新発電所の近隣に居住し新発電所の稼働により被害を受けると主張される方から、新発電所の建設の差止め等を求める訴訟（以下「本件訴訟」と言います。）の提起を受けました。本件訴訟につきましては、神戸地方裁判所より原告らの請求を棄却する旨の判決の言渡しを受けておりましたが、控訴人らは第一審判決を不服として、控訴を提起したものです。

2. 控訴を提起した者の概要

新発電所の近隣に居住するとされる方 34 名

3. 控訴の内容

控訴人らは、第一審判決を取り消し、当社ら他 1 社に対して、新発電所の稼働差止め等を命じる旨の判決を求めています。

4. 今後の見通し

本件判決に伴う当社らの業績への影響はありません。なお、当社らといたしましては、控訴人らが本件判決に対し上告した場合には、引き続き適切に対応してまいります。

以上